

明石市債権徴収計画（達成状況）

平成 27 年度

1 はじめに

このたび、平成 27 年度の決算がまとまりましたので「明石市債権の管理に関する条例施行規則」第 3 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年度の徴収計画の達成状況を公表します。

2 平成 27 年度 具体的な取り組み

- ① 徴収率向上の基本として、現年度分の期限内完全収納、滞納となった場合の迅速な督促、催告を徹底し、次年度へ滞納繰越しをさせないように取組みます。
- ② 任期付弁護士職員の活用により、貸付金等で見られる長期滞留事案の詳細を検討し、支払督促の申立てなどの法的手続きを積極的に行います。

検証

- ① 市税、国民健康保険料などにおける迅速な督促、催告に加え、国保返還金での保険者間調整の活用などによる回収が図られています。

また、高校生等奨学金貸付金に見られるように独自の最終通告書を送付するなどの手続きや、介護保険料の年金からの特別徴収の推進といった実質的な回収を行っているものもあり、次年度への滞納繰越し防止を図っています。引き続きこれらの防止策を継続するとともに、有効な防止策については他の債権においても可能な限り実施していくことで市債権の適正な管理、措置に努めます。

- ② 住宅資金貸付金、市営住宅使用料、高校生等奨学金貸付金などでは支払督促申立て、担保権実行による競売などで回収を行っており、一定の成果を挙げています。

一方で、滞納額が少額な各所管債権や、自治体が強制的に滞納者の財産を差押え、回収できる自力執行権に基づく財産調査権等が無く、滞納者の資力について把握困難な場合は、費用対効果の面から措置が取りにくくなっています。また、これに関連して自力執行権のある債権の中でも、市税や国保を除き、滞納処分の実施に至っていない債権もあります。

これらについては、今後、各債権毎に検討し適正な管理、措置に努めます。

3 平成 27 年度 目標徴収率（企業会計分を除く）

① 現年度分
98.10%

検証

- ① 現年度分については97.97%となり、目標徴収率には一歩達していないところですが、前年度比では0.13ポイント上昇しています。徴収未済で繰り越した額は約11億4,300万円で、前年度比で約8,100万円縮減しています。

② 滞納繰越し分
24.10%

検証

- ② 平成 27 年度の徴収率は24.18%で、目標を上回っています。また前年度比でも1.36ポイント上昇しています。滞納繰越し額も約29億6,900万円で、前年度比では約2億8,100万円縮減しています。